

令和2年度第11回南関町農業委員会会議録

令和3年2月10日(水)
午前9時30分開会
南関町役場 第1会議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員憲章朗読

5番 荒 木 茂 君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

2番 橋 本 勝 君

3番 菅 原 和 義 君

5. 議 事

第49号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第50号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第51号議案 農地利用集積計画の承認について

第52号議案 農地利用集積計画の承認について(一括方式関係)

第53号議案 非農地通知について

6. そ の 他

7. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 竹 島 久 利 君

1番 片 山 幸 次 君

3番 菅 原 和 義 君

5番 荒 木 茂 君

7番 片 山 カツ子 君

9番 大 倉 公 泰 君

副会長 釘 崎 眞 貴 子 君

2番 橋 本 勝 君

4番 末 竹 信 雄 君

6番 西 山 良 輔 君

8番 山 本 精 武 君

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（1名）

事務局 上田 賢 君

令和2年度第11回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午前9時30分

1. 開会

○副会長（釘崎 眞貴子君） それでは、ご起立ください。時間がまいりましたので、ただいまより令和2年度第11回農業委員会総会を開会いたします。礼。

○事務局（上田 賢君） 本日は委員の皆様、全員ご出席でありますので、総会が成立することを報告させていただきます。

-----○-----

2. 農業委員憲章朗読

○事務局（上田 賢君） それでは、農業委員憲章朗読を5番、荒木委員さん、よろしくをお願いいたします。

○5番（荒木 茂君） （農業委員憲章は省略）

○事務局（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（竹島 久利君） 改めまして、おはようございます。

今日、みんなコロナで大変な時期でございます。そのために各イベントや開催会議などほとんど中止になったり大変な時期でございます。新型コロナのため予防薬が来月かとか、開催されるというふうになりまして少しは減少すると期待をしております。農業委員会として「人・農地プラン」の実施化のため、今後各地座談会をこれは昨年8月からする予定でございましたが、この新型コロナのため延期延期となってきましたけど、これは重要な案件でございますので、どうしても今回やらなければならないということで、各地区で各地区を回り回りで開催をしております。上長田が先だったと思いますから、順次各地区でも開催をやっていきたいと思っております。そのためには皆さん方にも出席をお願いし、この「人・農地プラン」のいろいろの問題とか、要望とかいろいろありますので、そういうことも積極的に申し出、検討してもらい、皆さん方とこの事業を進めていきたいと思っておりますので、皆さん方の協力をよろしくお願いしときます。順次回っていきますので、よろしく申し上げます。

○事務局（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は竹島会

長にお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは、会長、お願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（竹島 久利君） それでは、これより議事に入ります。

まず議事録署名人を指名をいたします。今回の議事録署名人として、2番橋本委員、3番菅原委員を指名をします。よろしくお願いをしておきます。今回、前回に引き続き新型コロナの感染防止のため本総会の開催時間をできる限り短縮することを目的とし、事務局の行う議案書の説明については、事前に配布しておりますので、必要最小限といたしておきます。

-----○-----

5. 議 事

○議長（竹島 久利君） それでは、議案審議に入ります。

第49号議案、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

本件は6件の15筆でございます。なお、許可申請の4番については、9番委員である大倉委員を渡人とする案件になっておりますので、南関町農業委員会規制の第10条議案参与の制限に該当することから、先に番号4番を除く案件の審議を行い、大倉委員退席後4番の審議を行いますので、よろしくお願いをいたしておきます。

それでは、本案について現地調査に出向されました農業委員説明をお願いします。

5番、荒木委員、お願いします。

○5番（荒木 茂君） はい、荒木です。

議案第49号、農地法第3条、1番、所有権移転申請についてご説明します。渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

御審議、よろしく申し上げます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

次に、6番西山委員、お願いします。

○6番（西山 良輔君） 議案第49号、農地法第3条、2番、所有権移転申請につい

て御説明いたします。渡人から受人への贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

次に、1番片山委員、お願いします。

○1番（片山 幸次君） 議案第49号、農地法第3条、3番、所有権移転申請について説明いたします。

渡人と受人は親子関係で、贈与による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

次に、議案第49号、農地法第3条、5番、所有権移転申請について御説明いたします。渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

続いて、議案第49号、農地法第3条、6番、永小作権設定申請についてご説明いたします。渡人から受人へ20年の永小作権設定の申請となります。現地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

ただいま各委員からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

○9番（大倉 公泰君） はい。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。大倉委員。

○9番（大倉 公泰君） 間違いか間違いなかわかりませんが、議案第49号、農地法3条、6番の永小作権の図面と台帳があってるんですかね。地番が違うような感じがしますが。私の勘違いかちょっと事務局からお願いします。

○事務局（上田 賢君） もう一回すいません、よろしいでしょうか。

○9番（大倉 公泰君） 議案第49号の農地法3条、6番ですね。これ図面と台帳に書いてあるのがちょっと違うような感じがいたしますけど、間違いはないかなと思って。

○事務局（上田 賢君） はい、間違いはないです。

- 9番（大倉 公泰君） ないですか。なら住所が〇〇〇で書いてあるけんなど。
- 事務局（上田 賢君） すみません。これは間違いでした。大字が間違っています。
- 9番（大倉 公泰君） 間違いでしょ。
- 事務局（上田 賢君） 図面の1は間違っておりません。失礼いたしました。
- 5番（荒木 茂君） 〇〇〇と住所が違う。
- 事務局（上田 賢君） 大字が間違っております。
- 9番（大倉 公泰君） はい。了解。私が間違いかなと思って確認しました。すみません。
- 事務局（上田 賢君） 失礼いたしました。すみません。
- 議長（竹島 久利君） ただいま大倉委員からの質問ございました。そのほかにござ
いませんか。ほかにございませんか。

（なしの声）

- 議長（竹島 久利君） ほかにないようでございますので、本案件は大倉委員の質問
に対して挙手によって採決をいたします。

本案は原案のどおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者多数）

- 議長（竹島 久利君） ありがとうございます。挙手多数でございますので、した
がって第49号議案は原案どおり可決をいたします。

次に4番の審議に入ります。

9番、大倉委員退席をお願いいたします。

（9番、大倉委員 退席）

- 議長（竹島 久利君） それでは9番委員が退席されましたので、この案件に戻りた
いと思います。

現地調査に出向かれました農業委員の説明をお願いします。

3番、菅原委員、お願いします。

- 3番（菅原 和義君） 議案第49号、農地法第3条、4番所有権移転申請について
ご説明いたします。渡人から受人への売買による所有権移転の申請となります。現
地の確認を行い、申請書等により協議、検討した結果、農地法第3条、第2項10
0号の許可要件に該当しておらず申請は妥当であるとの協議結果でございました。
ご審議方、よろしくをお願いします。

- 議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

委員の説明は終わりました。何かご意見、ご質問ございませんか。何かございま
せんか。何かございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。
第49号議案の4番について、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第49号議案の4番は、原案どおり決定を
いたします。

大倉委員、入席をお願いします。

（9番、大倉委員 入席）

○議長（竹島 久利君） 続きまして、第50号議案、「農地法第5条第1項の規定に
よる転用許可申請」を議題といたします。

本件は1件の1筆でございます。本件について現地調査に出向されました農業委
員さんより説明をお願いします。

10番、釘崎委員。

○10番（釘崎 眞貴子君） 10番、釘崎です。

第50号議案、農地法第5条の規定による農地転用許可申請の1番についてご説
明いたします。転用目的は公民館の建設です。現地は上長田から丸美屋線の町道で
ございます。土地利用計画は、公民館用地122㎡、倉庫、ごみ集積場所、駐車場、
通路その他として608㎡のとなっております。

申請地の農地区分は、農地の広がり10haを超えることから、第1種農地で
ありますが、例外規定である、集落に接続するものであることから、許可は可能と
なっております。2月3日、事務局と推進委員さんと現地調査を行い検討しました
ところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしており、また排
水計画、被害防除とも問題ないとの協議結果でございました。

御審議、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

委員の説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。何かござい
ませんか。

○8番（山本 精武君） 8番の山本ですけど。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○8番（山本 精武君） 今日あそこ通ってみましたけど、もう出来上がってるですね。

○10番（釘崎 眞貴子君） 途中で、今まだ。

○8番（山本 精武君） あってますかね。新しいのできとると思って。それがこれだ
ったのかと。何か始末書を書いていますけど。

○事務局（上田 賢君） 事務局よりご説明申し上げます。こちらの公民館については、

以前地元のほうで使われておったんですけども、今回改修工事等にあたり確認されたところ、農地転用許可がとってないことが判明したので、追認という形で許可申請が出されております。地元の区長さんより始末書のほうが提出されていることを合わせて御報告させていただきます。

○議長（竹島 久利君） 山本委員、今の発言は異議ではありませんね。

○8番（山本 精武君） はい、ありません。

○議長（竹島 久利君） 確認ですね。そのほかございませんか、何か。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので、採決をいたします。

第50号議案は、原案どおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第50号議案は、原案どおり決定をいたします。

続きまして、第51号議案、「農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。本件は、農業経営基盤強化推進法に基づく、農地利用集積計画の11件30筆でございます。内容は、別紙に出しておりますのでそれを見てください。お願いします。

別紙の中で、何かご質問ございませんか。

○9番（大倉 公泰君） いいですかね。

○議長（竹島 久利君） はい、どうぞ。

○9番（大倉 公泰君） ○○○て書いて、○○○株式会社。

○事務局（上田 賢君） そうですね。青汁や大豆を作られております。

○9番（大倉 公泰君） はい、わかりました。

○議長（竹島 久利君） ほかにございませんか。ひと通り確認できましたか。そのほかに何かご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（竹島 久利君） それでは、ないようでございますので採決をいたします。第51号議案について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第51号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第52号議案「農地利用集積計画の承認について（一括方式）」の承認についてを議題といたします。本案は、農業経営基盤強化推進法に基づく、農地利用集積計画の1件の6筆でございます。

内容は別紙を見てください。お願いします。何かありませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。第52号議案について原案どおり承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第52号議案は、原案どおり承認をされました。

続きまして、第53号議案、「非農地通知について」を議題といたします。本案件は25筆でございます。これも別紙をご覧ください。

この中で何かご質問ございませんか。何かございませんか。

議案書の中でもわかりますように現状はあまり変わりませんね。いつも変わらないですね。

何かご質問ございませんか。

(なしの声)

○議長（竹島 久利君） ないようでございますので、採決をいたします。第53号議案について非農地と判断することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、第53号議案は、原案どおり承認をされました。

-----○-----

6. その他

○議長（竹島 久利君） ただいまをもちまして、本日の議案は全て終了いたします。次に、事務局より報告をお願いします。

○事務局（上田 賢君） 事務局より1件ご報告というか、ご連絡を申し上げます。

皆さんは特別職の地方公務員という立場にあられますので、今回の議案、例えば農業委員、今回は総会の中で知り得たことや、農業委員として知り得たことについては皆さんにしゃべったりはされないようにお願いをいたします。守秘義務がありますのでというところになるんですけども、ほかのところであそこの土地の売買いくらだったとか、あそこにはだれだれが何を作るとか、そういったお話をされたというのが聞こえてきましたので、うちではなくよそですね、そういうことで問題になったというところがありましたものですから、毎年ですね今年度も4月の総会の際に守秘義務とかについては1回議決をしていただいておりますけれども、今回改めて念のため皆様にご連絡を差し上げますので、ご注意のほどよろしくお願いいたします。

以上で終わらせていただきます。

○議長（竹島 久利君） ありがとうございます。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（竹島 久利君） 本日の議決事件の字句の整理を議長に一任していただきたい
と思いますので、何かご異議ありませんか。

(はいの声)

○議長（竹島 久利君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆さん方には慎重審議いただきありがとうございました。これをもちまして、議
長の席を下りさせていただきます。

○事務局（上田 賢君） ありがとうございます。

それでは、閉会を副会長、よろしく願いいたします。

○副会長（釘崎 眞貴子君） はい、それではご起立ください。

これをもちまして、第11回農業委員会を閉会いたします。礼。お疲れさまでし
た。

-----○-----

閉会 午前9時58分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人